

報道機関 各位

小倉 和人

《資料⑬》

再発行を強行したときの発表文書案

2018年1月22日付で「いなほホールディング塩貝CEO」に内容のチェックを依頼した。問題がある場合3/31までに連絡するよう依頼。

いなほ銀行が、顧客の通帳を勝手に再発行

報道関係者各位、表題のことについてご案内します。

去る2018年5月XX日、いなほ銀行が顧客の通帳を勝手に再発行しました。

いなほ銀行3支店の窓口では、いなほ銀行では以下のように行員が顧客の通帳を勝手に再発行ができないようになっている、との説明をうけています。

3支店の説明

3支店の窓口で「定期預金通帳」の再発行の手続きについて問い合わせたところ、各支店とも「契約者本人の紛失届けがないのに、再発行することは絶対にならない」との回答があった。(各、録音あり)

そして、「定期預金通帳」の再発行について以下のルールがあると説明があった。

- a) いなほ銀行では「通帳」の再発行は、インターネットによる受付か、契約者本人の窓口での受付しか方法がなく、1月18日時点においてそれ以外のルートは絶対にならないと回答があった。
※いなほ銀行のFAQ「通帳を紛失したので再発行したい」を店頭で見せながら確認。
- b) 再発行時は、紛失届けが提出されてそのあとで再発行をする順番が徹底されており、その逆はありえない。
- c) 再発行時は契約者本人確認をおこない、届け書類の筆跡確認も義務付けられている。
- d) キャッシュカードがある場合は2名以上、キャッシュカードが無い場合は3名以上のチェックをうけることが義務づけられている。

また、通帳と印鑑、そして免許証の3点があれば容易に定期預金を解約して引き出せることも確認した。今日では印鑑、免許証が容易に偽造できる。

そして、行員が勝手に通帳を再発行して、偽造印鑑・免許証を用意すれば、容易に不正引き出しが実現できることも確認した。

(契約者が生存し、後見人指定や裁判所の指示が無い場合という前提を事前に説明)

問題点

今日において、3Dプリンタがあれば誰でも容易に印鑑の偽造が可能です。免許証等の身分証明書の偽造も容易です。そこで、通帳の再発行には強力なルールとその適用が必要なはずですが。

しかし、いなほ銀行では頭取が「署名がイヤだ」と言うだけで、コーポレートガバナンスが効かなくなり、顧客が再発行を拒否して紛失届けが無い状態にもかかわらず、取締役全員と苦情相談窓口が指揮をとって、いなほ銀行の組織全体で「再発行」が実行されました。

いなほ銀行の行員であれば、顧客の印影はきわめて容易に取得できます。そして、こんなに安易に顧客の通帳を勝手に再発行できるわけですから、不祥事がおきないほうがおかしいと思っています。

この件は、2018年1月21日付で、いなほ銀行を管理している持ち株会社の「株式会社いなほホールディング」にも事前に連絡していましたが、問題無しとして対応されました。そして今回の勝手な再発行が実行されました。

また金融庁にも2018年1月29日に連絡していますが、適正な監督が実施されていませんでした。

原因

別紙のとおり、いなほ銀行では頭取がお詫び状とシステム障害の協力のお願い書への「署名がイヤだ、ハンコ押すのもイヤだ」とダダをコネたためと認識しています。

XXについていなほ銀行の担当者が以下のように証言しております。

「納得いくのに、説明が足らなかったことについては、真摯にうけとめている。」

「お客様にご不満があるということは、真摯にとらえさせていただいている。」

「すべての対応が適切であったと公言しているわけではない。」

このことに対して私が協力するため、当初はハードルの高い条件を提示していましたが、最後は「防犯カメラの映像情報開示請求に対するいなほ銀行の一連の対応が、3万円を無くしたという顧客に対して一部不親切(あるいは不適切)な部分があったことに対する謝罪。」の文書、というきわめて容易な条件へ大幅な譲歩をしました。これに対する頭取の作業は(1)氏名を楷書で直筆署名、または(2)印刷された氏名に社印を押すだけ、というものでした。

しかし、頭取はこの申し出も断り、そのためいなほ銀行内の規定に違反し、金融庁にも届けていない「紛失届けも顧客の承諾も無いのに、通帳を勝手に再発行」という凶行が強行されたと認識しています。

お願い

再発行によって、私が手元に保持している通帳は無効となり、記帳や引き出しができなくなりました。電磁的に使用不能にされた行為に対して、電子計算機損壊等業務妨害罪、偽計業務妨害罪、器物損壊罪、電磁的記録毀棄罪、信用毀損罪などで、天下のいなほ銀行を相手に告訴をおこなってくださるような奇妙な弁護士をご存じでしたら、あわせてご紹介いただけないでしょうか。いなほ銀行の法務部の「再発行した通帳をすぐに郵送するから法的に問題無い」という説明を受けていますが、私は納得していません。

音声ファイルはこちらの URL で参照いただけます。

XXXXXXXXXXXXXXXXXX

また、資料一式はこちらに格納しています。

XXXXXXXXXXXXXXXXXX

この件につきましては、以下の方法でお問い合わせいただければ、可能な限り対応する所存です。

問い合わせ方法

XXXXXXXXXXXXXXXXXX

以上